

I 章 吹田操車場跡地及び周辺の歴史

I. 吹田操車場跡地及び周辺の歴史

■古代～近世

吹田操車場跡地は、千里丘陵裾野に広がる平野部に位置し、古墳時代（5世紀前半から7世紀初頭）には北方の一带（片山、岸部から佐井寺、山田にかけて）で須恵器の生産が盛んであった。現在の紫金山公園内には吉志部古墳があり、この頃に造られたと考えられている。また、8世紀前半には、難波宮や平安京の造営に用いられた瓦の生産地であった。

跡地の西部には、大阪方面から茨木方面につながる亀岡街道があり、古くから交通の要衝であった。

中世から近世にかけては、大都市の大阪に近いこの地域は水田や畑が広がり、新鮮な野菜の供給地としての役割を果たしていた。江戸時代には、吉志部、七尾などの集落が点在し、産土神としての吉志部神社がある。現在の吉志部神社の本殿は慶長 15 年(1610 年)の再建であり、国の重要文化財に指定されている。

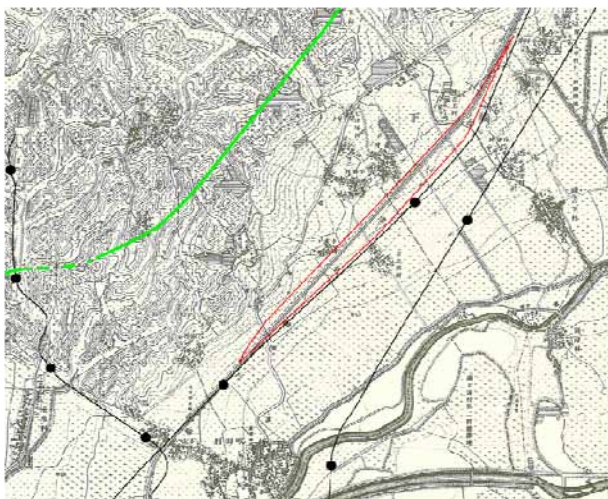


七尾瓦窯跡（岸部北）

■近 代

明治9年（1876年）大阪一向日町間の鉄道が開通、同年吹田駅も開業した。東海道本線は、明治22年（1889年）に東京―神戸間が全通、明治24年（1891年）に有限会社大阪麥酒會社吹田村醸造所（現アサヒビール吹田工場）が建設された。

大正時代になると、第一次世界大戦の軍需等により急速に進む産業の近代化の中で貨物の輸送量が増大し、計画地が貨物操車場として整備されることとなった。大正8年（1919年）吹田貨物操車場の建設に着手し、大正12年（1923年）に操業を開始した。昭和時代になると、貨車量の増大による拡張工事が繰り返され、昭和18年（1943年）には、1日あたり8,000両の貨車取扱能力を有する東洋一の操車場となった。また、千里丘駅については昭和13年（1938年）、岸辺駅は、昭和22年（1947年）に開業している。



明治18年吹田村地形図



吹田操車場操業当時（大正12年）

■現 代

戦後、大阪都市圏への人口集中が進む中、昭和 35 年（1960 年）には、大量の住宅供給を目的として千里ニュータウンの開発が始まり、その都市基盤施設として昭和 39 年（1964 年）に大阪府企業局により正雀下水処理場が吹田操車場に隣接して整備された。当処理場の所在地は摂津市域であるが、昭和 48 年（1973 年）に吹田市に有償譲渡された。

昭和 59 年（1984 年）には、鉄道に代わる陸上輸送としてトラックによる輸送が進展したことに伴い、従来の操車を伴う貨車輸送からコンテナを利用した貨物輸送に転換されたことにより吹田操車場は廃止された。昭和 62 年（1987 年）には、旧国鉄が梅田貨物駅機能を廃止し、その機能を吹田操車場跡地に全面移転する計画を打ち出した。その後、大阪府、吹田・摂津両市、旧国鉄清算事業団（現鉄道建設・運輸施設整備支援機構）および JR 貨物との間で移転にともなう環境対策や貨物取扱量、まちづくり可能用地などについて協議・交渉を行った結果、平成 11 年（1999 年）1 月に梅田貨物駅の半分の機能を移転させることなどを盛り込んだ「梅田貨物駅の吹田操車場跡地への移転計画に関する基本協定書」を関係 5 者間で交わした。

この基本協定書に基づき、平成 11 年（1999 年）12 月から足掛け 7 年間に及ぶ環境影響評価の手続きが進められ、貨物駅建設に伴う周辺地域への万全の環境対策が約束されたことなどから、平成 18 年（2006 年）2 月 10 日に「吹田貨物ターミナル駅（仮称）建設事業に関する着手合意協定書」を関係 5 者間で交わした。

これにより、新たなまちの誕生に向けた取り組みが本格的に始動した。



現在の吹田操車場跡地

Ⅱ章 関連する上位計画

Ⅱ. 関連する上位計画

1. 都市計画や土地利用に関する計画

(1) 都市計画や土地利用に関する上位計画における吹田操車場跡地の位置づけ

大阪府国土利用計画（第三次） 平成 13 年(2001 年)10 月決定

- 主要な交通結節点や駅前地区等を中心として複合機能を備えた都市核の形成

吹田市第 3 次総合計画 基本構想

平成 18 年(2006 年)3 月決定

- 地域の新しい未来を切り開くまちづくりに向けて、市民、事業者の参画の下で協働により取り組む

摂津市総合計画

平成 7 年(1995 年)3 月決定

- スポーツ・レクリエーション施設など、市民ニーズを取り入れた広域的な利用を検討

北部大阪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（都市計画区域マスタープラン）

平成 16 年(2004 年)4 月施行

- 貴重な都市空間として有効な土地利用を行い、良好な市街地の形成をはかる「都市拠点」として位置づけられている

吹田市都市計画マスタープラン

平成 16 年(2004 年)3 月策定

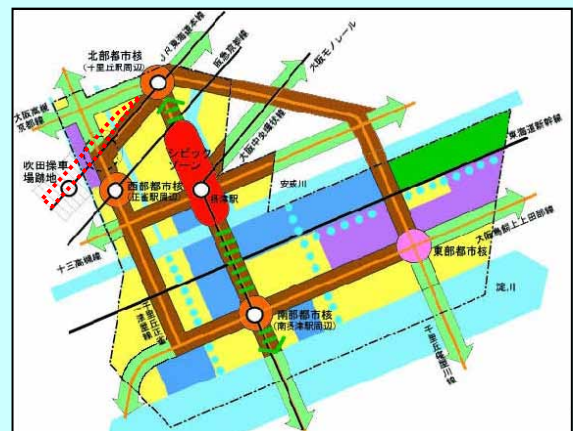
- 本市と地域の未来をひらく魅力的な環境創造をリードする拠点



摂津市都市計画マスタープラン

平成 12 年(2000 年)2 月策定

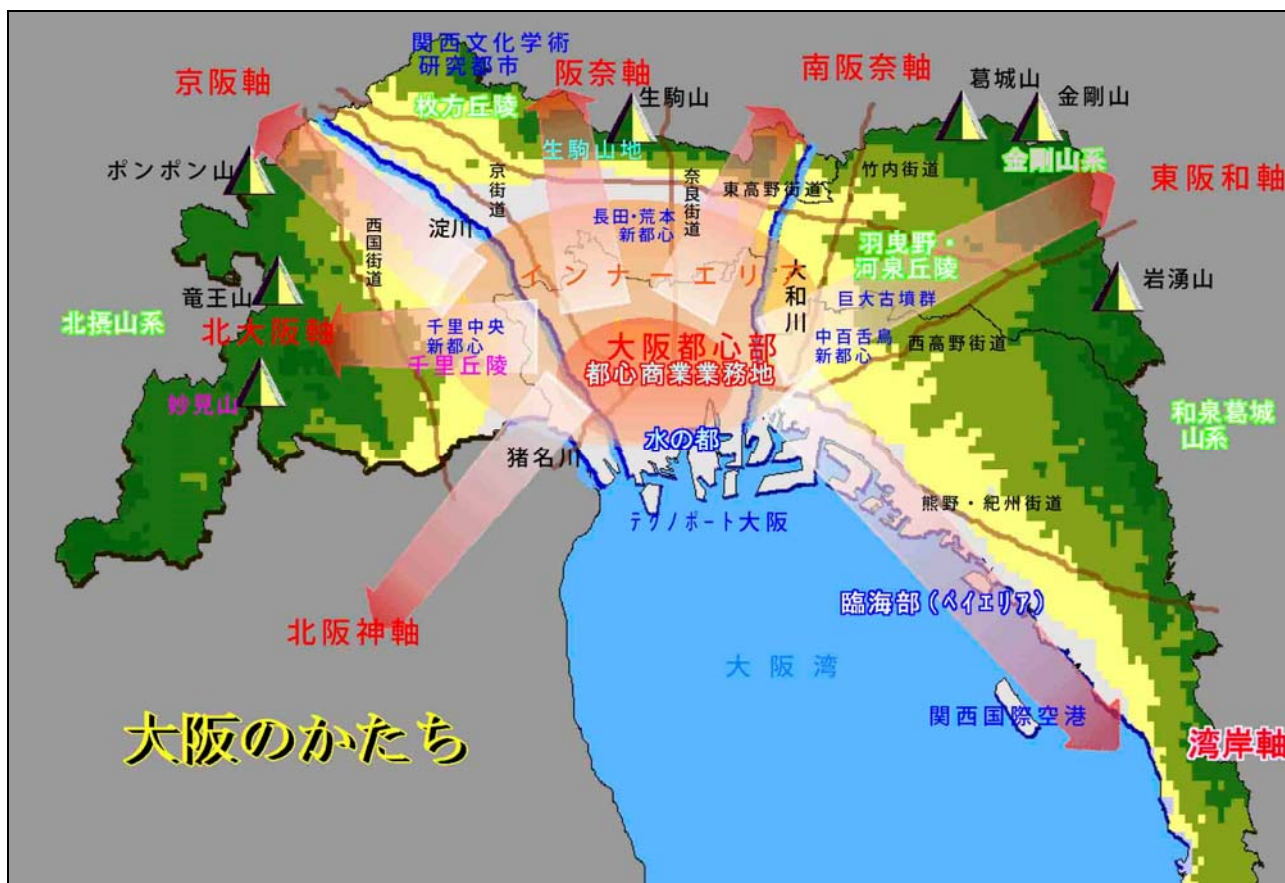
- 将来的な都市拠点としての整備も視野に入れ、隣接市とも連携した土地利用を検討



(2) 大阪府国土利用計画（第三次）（平成 13 年（2001 年）10 月、大阪府）

大阪府国土利用計画（第三次）は、国土利用計画法第 7 条の規定に基づき、大阪府の区域における国土の利用に関して必要な事項を定めたものであり、大阪府土地利用基本計画及び府内の市町村がその区域について定める国土の利用に関する計画（市町村計画）等の基本となるものである。

この中で、「大阪のかたち」として、まちづくりのテーマごとに地域特性に応じて以下の方向性が打ち出されている。



「大阪のかたち」

① 都市環境との持続的共生

- ・都市と自然が持続的に共生していくために、環境負荷のより少なく、循環型のシステムを備えた効率的なまちづくりと、その維持・管理手法を検討していく。
- ・大阪府広域緑地計画に基づいて、周辺山系軸・中央環状軸・河川軸・大阪湾岸軸を基軸にみどりをまもり・ふやし・つなぎ・ひろげていく。

② 魅力ある都市環境の創造

○個性豊かな地域ブロックの形成

- ・都市の魅力や活力を高めつつ、生活環境の持続的な向上のために、多様な機能が、それぞれの生活圏に応じて効率的に確保されるとともに、温暖化など地球環境への影響も軽減され、エネルギー効率上も有利な循環システムを備えたコンパクトで個性豊かな地域ブロックの形成をめざしていく。
- ・都心居住機能の回復、職住近接の復活、産業の活性化、教育・福祉・文化・レクリエーシ

- ョン機能などの充実を図り、都市の再生を進める。
- ・また、高度な都市活動を支えていくために、機能的な道路・街路などの整備を行うとともに、交通需要マネジメントなどへの取り組みにより、環境に配慮した、円滑で効果的な都市交通体系の形成を進めていく。
 - ・特に、日々の生活の基礎となる日常生活圏については、コンパクトな地域ごとに安心してサービスや都市機能が享受できる基盤や施設の整備を進めるとともに、高齢社会とライフスタイルの変化を踏まえた多様な住まいの形成を図る。
 - ・各市町村の駅前などの中心市街地については、人口回復や商業の活性化を導くよう、生活・サービス拠点や交流・コミュニケーションの場としての都市機能を確保するよう整備を図る。
 - ・広域的な地域の核となる都市拠点については、地域性を活かしながら、商業・業務・福祉・医療・文化などの複合的機能を、高度化し集積するなどにより整備を図る。
 - ・特に、インナーエリア（大阪市外縁部及びその周辺に広がる密集市街地）については、交通利便性が高く、都心に近いという特性を活かし、職住近接の魅力ある多様な都市居住を推進していく。このため、街路等の都市基盤整備、木造建築物が密集する地域の住宅の共同化・協調化、地域のイメージアップを促す良質な中高層の集合住宅と計画的かつ集合的な都市型戸建住宅の供給、建築物の不燃化・耐震化の促進などにより、災害に対する安全性を高め、住宅・住環境の向上を図る。

③ 地域別の土地利用の基本方向：北大阪地域

計画地が位置する、北大阪地域における土地利用の基本方向としては、以下のような内容が挙げられている。

- ・北大阪地域は、既成市街地の整備を進め、良好な地域環境の形成を図るとともに、丘陵部の一部では自然環境と調和した良好な新市街地形成を計画的に図っていく。さらに、国土の主軸上に位置するという有利性、並びに高度な学術・研究機関、文化施設の集積等を活かし、商業・業務・流通機能、国際的な学術文化・研究開発・情報の中核機能を備えた魅力ある地域の形成を図る。
- ・宅地については、既成市街地において、住宅地の整備を進めるとともに、良好な住宅地を中心に住環境の維持、増進を図る。特に、大阪市外縁部に広がる狭小住宅密集地区においては、都市基盤施設の整備やオープンスペースを確保した総合的な住環境の整備を進める。商業・業務地については、都心機能を分担する高次の都市核形成とともに、主要な交通結節点や駅前地区等を中心として複合機能を備えた都市核の形成を図る。

(3) 都市計画区域マスタープラン（平成 16 年（2004 年）4 月、大阪府）

① 大阪府の広域的・根幹的課題

都市の現状を踏まえ、将来にわたり影響を及ぼすと考えられる、広域的・根幹的課題を以下のように打ち出している。

- ・急速な高齢化と人口減少時代の到来
- ・「みどり」の空間の減少
- ・産業の空洞化
- ・都市防災 等

② 課題解決への展開

1) 基本姿勢1

人口、産業の集積及び社会基盤のストック（蓄積）がそれぞれ異なる都心、インナー、アウトターの3つのエリアでストックをいかし、地域の個性、産業などのポテンシャル（潜在力）を引き出す。

都心エリア：概ね JR 大阪環状線の内側を中心として、高度な都市機能や社会基盤を有するエリア。

インナーエリア：交通利便性の高い大阪市縁辺部およびその周辺地域。

アウトターエリア：インナーエリアの外側に広がる周辺山系や農地等を含むエリア。

2) 基本姿勢2

地域の住民と行政が協力し、地域と人、人と人の繋がりを大切にして、地区、沿道、街区レベルできめ細やかなまちづくりが実施され、地域の個性を引き出す地域マネジメント型まちづくりに転換する。

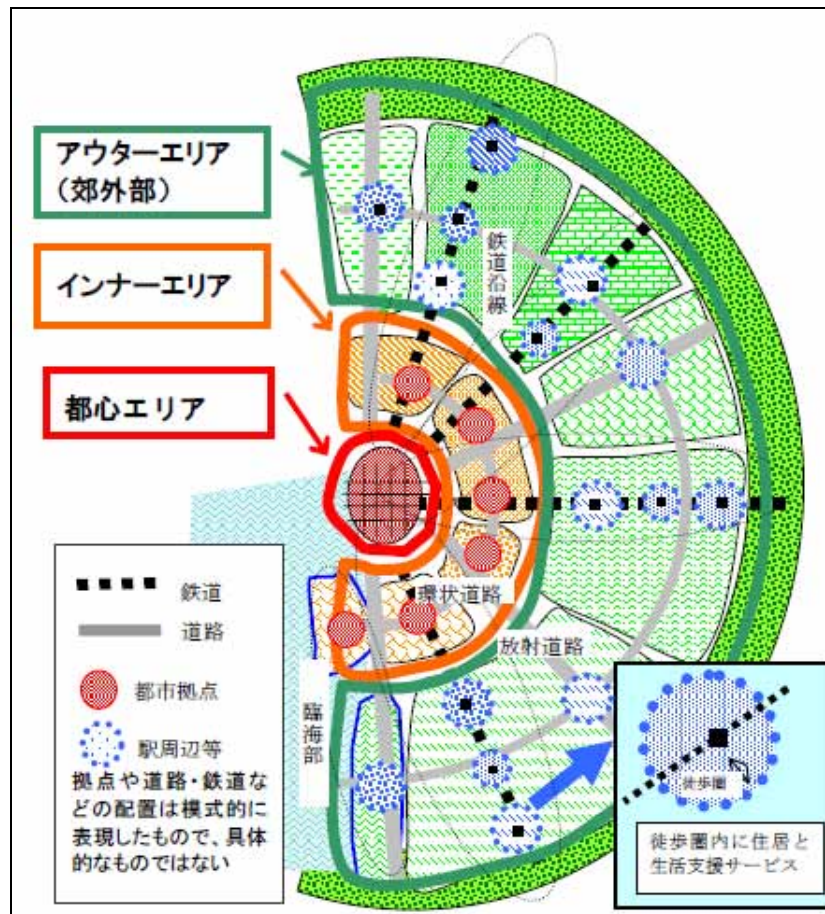
③ 新しい大阪府の都市像

1) 新しい大阪府の都市像



新しい大阪府の都市像

2) 大阪府の将来都市構造



将来都市構造のモデル図

- ・計画地は、インナーエリアに属し、その中での都市拠点として位置づけられることとなる。
都市拠点：鉄道と幹線道路の交通結節点等で、居住や商業機能が集積した拠点。

3) 各エリアの将来像（都市拠点や計画地に関する記述）

- ・インナーエリアでは防災性の高い豊かな居住環境を形成する。
- ・特に産業が集積した地域などでは商業・居住機能を強化し、職住近接を図るなど良好な企業環境を形成していくことで、人口減少・少子高齢化時代においても都市活力を有する魅力ある地域へと再生していく。

【都市拠点およびその周辺】

- ・一定の拠点性や工場跡地などの大規模な未利用地を有する地区において、商業・業務・居住などの機能を集積し、都市拠点を形成する。
- ・居住機能を強化するとともに、それを支える日常の買い物などの基本的な生活関連施設、生活支援サービス機能の充実を図る。

④ 施策の基本的方向（計画地に関する記述）

1) 主要な土地利用の方向

- ・インナーエリアの地域拠点には、地域の核となる商業・業務機能の集積を図るとともに、高中密度な居住空間と十分な公共空間の配置を図る。

2) 主要な都市施設の整備の方向

- ・車から環境の負荷の少ない鉄道などの公共交通機関への利用転換の促進や、歩道空間の充実に視点を当てるなど、車から人に視点を移した整備、災害防止に加え地域の個性を引き出す、まちづくりと一体となった道路整備などを図る。

3) 主要な市街地開発事業の整備の方向

- ・駅を中心とする市街地では、土地区画整理事業や市街地再開発事業により土地の高度化を図ることによって、商業・業務機能を集約し高中密度の居住空間を配置するとともに公共施設を整備して、地域・地区を支える活力ある都市拠点と良好な都市環境を創出する。

(4) 吹田市都市計画マスタープラン（平成 16 年（2004 年）3 月、吹田市）

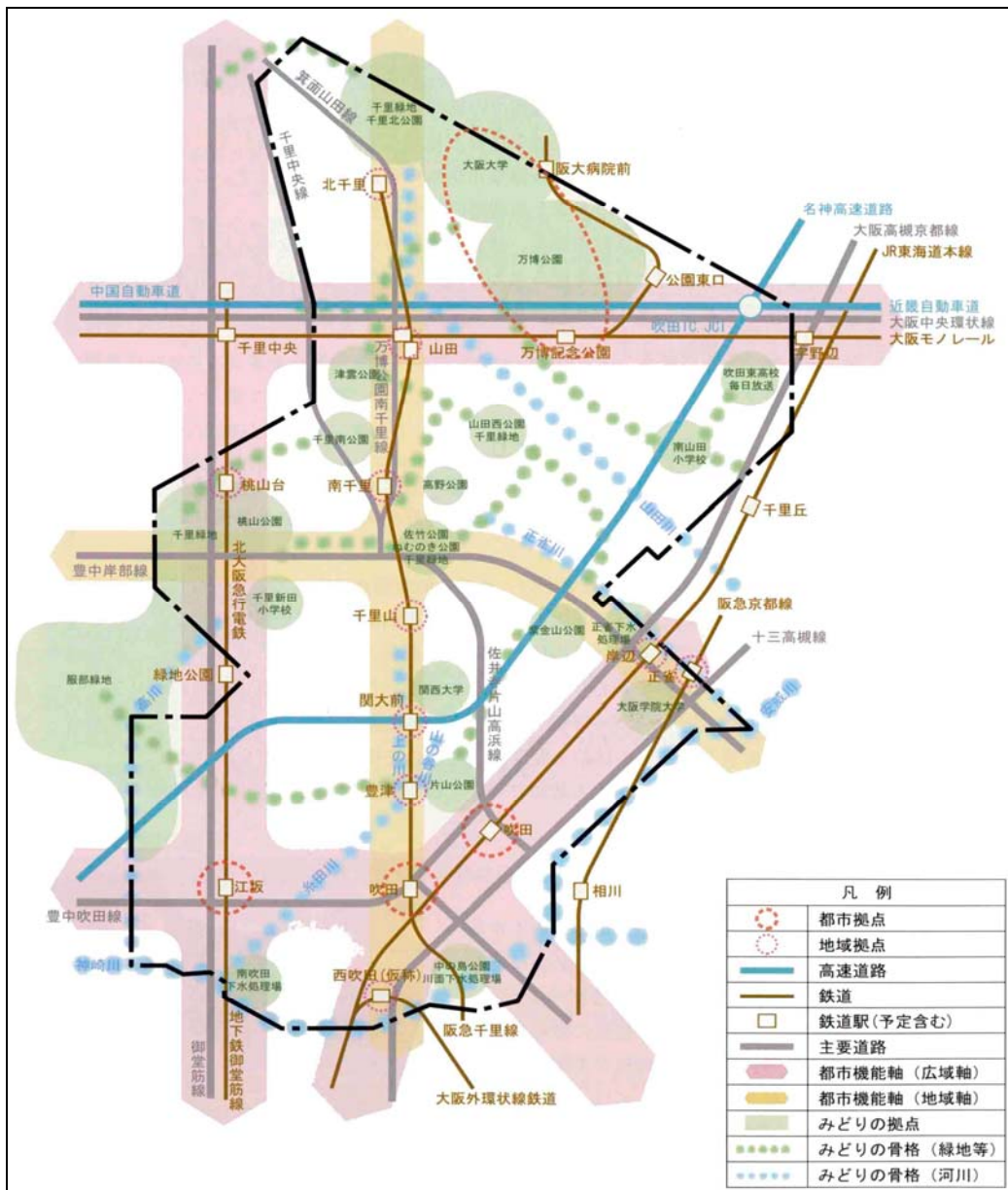
① まちづくりの基本理念

1) 暮らしに安心と快適性をもたらすまちづくり

- ・人にやさしい歩いて暮らせるまちづくり。
- ・災害と犯罪に強く安心・安全で健康に暮らせるまちづくり。
- ・多様なライフスタイルを支える環境づくり。
- ・都市活動を支える都市基盤の充実と計画的土地利用の誘導。

2) 誇りと愛着性の持てる定住のまちづくり

- ・個性豊かな地域づくり。
- ・地球環境の保全と環境への負荷の小さいライフスタイルへの支援。
- ・吹田らしい特徴のある文化都市づくり。
- ・多様な主体の協働によるまちづくり。

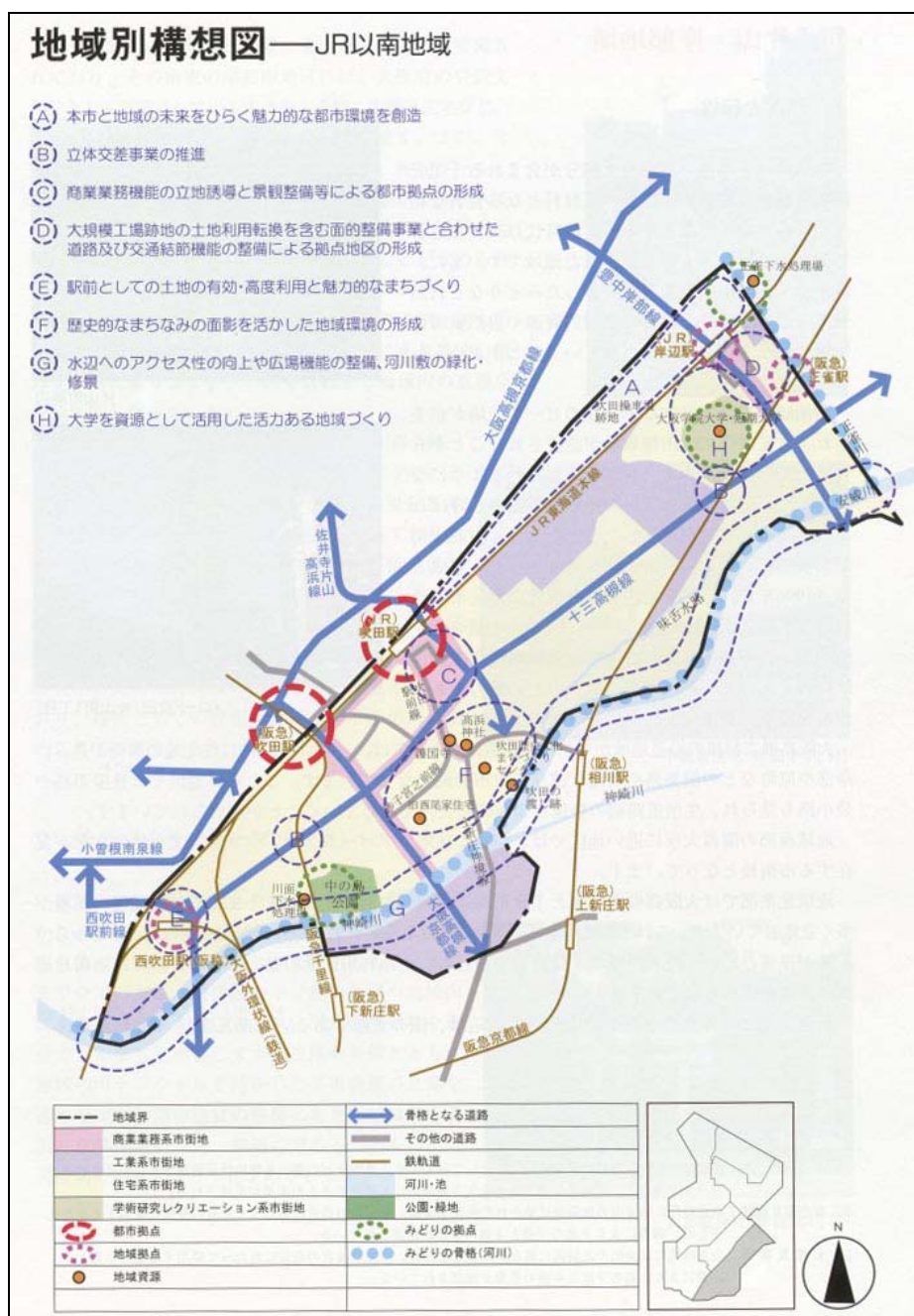


吹田市全域の都市空間の将来像

② 計画地を含む「JR以南地域」の地域別構想

まちづくりのテーマ：地域のまちづくりにおいて重要な資源である吹田操車場跡地については、地域の新しい未来をひらく魅力的な都市環境の創造をめざす。

- ・ 広域幹線で地域の骨格を形成する主軸でもある十三高槻線、豊中岸部線の整備により、生活道路への通過交通の流入を防止するとともに、景観にも配慮した街路樹の整備などにより沿道地域との間の緩衝帯の形成に努める。
- ・ 地域内に不足している比較的規模の大きい公園の整備を検討するとともに、まちかど広場などの市街地内の身近なオープンスペースの確保に努める。
- ・ 吹田操車場跡地は、本地域のみならず本市全体のまちづくりに大きな影響を与えるものであり、社会的動向を見据えた今後の土地利用構想の進展とあわせて、本市と地域の未来をひらく魅力的な環境創造をリードしていくため必要な整備のあり方を検討する。



(5) 摂津市都市計画マスタープラン（平成 12 年（2000 年）2 月、摂津市）

① まちづくりの基本理念

- ・市民が集まりにぎわう場とネットワークを持つまちづくり。
- ・自然的環境と共生する、水とみどりにふれあうまちづくり。
- ・快適で安全な住環境を持つまちづくり。
- ・すべての人にやさしいまちづくり。
- ・社会の変化に柔軟に対応する活力あるまちづくり。
- ・行政と市民の協働によるまちづくり。



摂津市の都市の将来像

② 計画地を含む「北部地域」の地域別構想

1) にぎわいがあり、活力あふれる都市空間づくり

- ・「吹田操車場跡地」については、将来的な都市拠点としての整備も視野に入れ、隣接市とも連携を図りながら土地利用を検討する。
- ・千里丘三島線では、交通渋滞の要因となっているJR東海道本線下のガード部の拡幅整備を進める。
- ・吹田操車場跡地の土地利用に伴う新たな都市計画道路を検討する。

2) より快適で安全な、質の高い生活空間の創出

- ・歩行者が快適で安全に歩ける生活道路の整備を進め、緑道の整備や街灯の設置等とともに、バリアフリーにも配慮した歩道整備に努める。

3) うるおいと魅力ある都市空間の創出

- ・うるおいある水とみどりの都市空間の創出を図る。
- ・魅力的な都市景観形成を進める。



北部地域のまちづくりの方針

2. 自然環境に関する計画

(1) 自然環境に関する上位計画における吹田操車場跡地の位置づけ

大阪府 21 世紀の環境総合計画 平成 14 年(2002 年)3 月策定

- 循環型社会を目指した環境都市づくり

吹田市環境基本計画

平成 9 年(1997 年)3 月策定

- みどりと水と文化あふれる生命にやさしいまち

摂津市環境行動計画

平成 7 年(1995 年)3 月策定

- 環境創造都市宣言(平成 6(1994)年 4 月)
- 人と環境が共生する都市・せつつ

大阪府広域緑地計画 平成 11 年(1999 年)3 月策定

- 大小様々なみどりを歩道、緑道や水辺等により有機的に連結し、みどりの連続性を確保する。



吹田市みどりの基本計画

平成 9 年(1997 年)3 月策定

- 人と自然が共生するみどり豊かなまち
〔自然生態系都市(まち)づくり〕

摂津市緑の基本計画

平成 10 年(1998 年)3 月策定

- はな・みどり・みずのまち・さわやか摂津を将来像とした 5 系統の目標設定。

(2) 大阪府 21 世紀の環境総合計画 (平成 14 年(2002 年)3 月、大阪府)

① 長期ビジョンと4つの基本方向

長期的な計画目標として、「豊かな環境都市・大阪」の構築を挙げており、「循環」「健康」「共生・魅力」「参加」の4つの基本方向を定めている。

- ・ **循環**：持続的発展が可能な循環を基調とする元気な社会の実現。
- ・ **健康**：環境への負荷が少ない健康的で安心なくらしの確保。
- ・ **共生・魅力**：豊かな自然との共生や文化が実感できる魅力ある地域の実現。
- ・ **参加**：すべての主体が積極的に参加し行動する社会の実現。

これらの基本方向に基づき、すべての主体（産学官民）が「参加」することを基礎として、「循環」「健康」及び「共生・魅力」で掲げる取り組みを相互に連携させるとともに、「資源循環」、「水循環」、「地球環境」、「交通環境」、「有害化学物質」、「エコロジカルネットワーク（水と緑のネットワーク）」を今日の大阪の主要な課題として位置づけ、長期的には都市構造を適切に変革していくことも視野に入れて、それぞれの目標の達成をめざすものとしている。

② 各課題ごとの実現方策

1) 資源循環

- ・ 廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進：廃棄物の発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を推進。
- ・ リサイクルのための施設整備：循環型社会の構築をめざす「大阪エコエリア構想」の推進
- ・ 府民、事業者等との連携の強化：最適生産・最適消費・最少廃棄型社会の構築をめざし、すべての主体による取り組みと連携強化。

2) 水循環

- ・ 自然の水循環への影響が少ない水資源の利用：都市域での水の効率的利活用をはじめとした水資源の適切な利用。
- ・ 自然の水循環の安定的確保：都市域での雨水貯留施設の設置や透水性舗装の推進。
- ・ 水を大切に使い、守り育てる文化の育成：親水空間の整備や河川等の水質改善等の美しい水辺を身近なものにする取り組みを進めるとともに、水循環の保全・回復のための活動での各主体の積極的な参加・連携を促進・支援。

3) 地球循環

- ・ 地球温暖化対策推進法に基づく施策：温室効果ガスの一層の排出抑制。
- ・ 省エネルギーの徹底：E S C O事業の活用や省エネルギー計画書の提出、グリーン購入の促進。
- ・ 新エネルギー、未利用エネルギーの活用：太陽光発電や天然ガスコージェネレーションなどの新エネルギーの普及や河川水や下水の温度差エネルギーなど未利用エネルギーの活用。
- ・ 地球温暖化対策に対する自主的取り組みの促進：大阪エコアクション宣言事業の推進。
- ・ フロンガスの適正処理及び脱フロンの促進。

4) 交通循環

- ・ 発生源対策の充実：ディーゼル車対策の推進など。
- ・ 車社会からの転換：自動車交通量の調整・抑制を図る交通需要マネジメント（TDM）施策

を推進など。

- ・円滑な交通流の確保。
- ・ライフスタイル・ビジネススタイルの転換：環境教育や啓発等を通じた自主的な取り組み促進と、税制などによる誘導や規制的手法の展開。

5) 有害化学物質

- ・環境リスクの適切な管理に基づく効果的な排出抑制の実施。
- ・有害化学物質に関する知見や情報の収集と提供。
- ・リスクコミュニケーションの推進。

6) エコロジカルネットワーク（水と緑のネットワーク）

- ・エコロジカルネットワーク軸の形成：自然空間の拠点や軸となる自然環境を保全・創出や、生きものの生息・移動の場の提供やヒートアイランド現象の緩和やゆとりと潤いを実感する景観の形成。
- ・都市空間におけるみどりのネットワークづくり：都市公園や生産緑地、社寺林などの緑の拠点を確保するとともに、街路樹や緑道の整備、市街地の大半を占める民有地の緑化、ビルの屋上・壁面緑化、学校などを中心としたビオトープづくり。
- ・自然環境の保全・整備手法に係る調査研究の推進。
- ・各主体の連携を図る。

(3) 吹田市環境基本計画 (平成9年(1997年)3月、吹田市)

① 望ましい環境像を目指した5つの目標

1) みどりと水と文化あふれる生命にやさしいまち

うるおいとやすらぎを与えてくれるみどりや水辺などの自然とふれあえ、まちの美しさやゆとり、歴史的環境と文化的雰囲気のある安全で生命にやさしい環境を現在及び将来の市民が享受できるまちをめざします。

2) 人の健康の保護及び生活環境の保全(生活環境)

窒素酸化物問題など改善の進まない大気汚染の解決を図り、科学技術の発達に伴って、新たに発生する環境汚染物質の影響を未然に防ぎ、身近な生活環境をめぐる問題にも適切に対処をして、市民の健康を守り住みよいまちをめざします。

- ・工場・事業場に対する環境関連法令に基づいた規制・指導。
- ・電気自動車や天然ガス自動車などの低公害車の普及・促進。
- ・保水能力の向上や雨水利用の促進などによる水循環機能の向上。
- ・化学物質等による環境汚染の防止。
- ・公害健康被害の救済・予防と公害苦情への迅速な対応。

3) 人間と自然とが共生する良好な環境の確保(自然環境)

人間はいろんな生物と共に自然を構成する一員であるとの自覚を新たにし、その保全と復元に努めるなど自然に親しめるまちをめざします。

- ・市内に生息・生育する生きものの保護。
- ・ため池や社寺林など自然の仕組みを活用したビオトープの保全と回復。
- ・食餌木の植栽などによる生きものの呼び寄せ。
- ・河川敷など自然と触れ合える場の創造と保全。
- ・農業に親しむ市民農園や体験農園などによる農地の保全と活用。

4) 快適な都市環境の創造(都市環境)

史跡・社寺、伝統的祭りなどの歴史的文化的遺産と地域の風土を育んできた鎮守の森などの自然を守り、また、まちなみの美しさ、広場などオープンスペースの保全によって快適でゆとりのある生活を保障するまちをめざします。

- ・保護樹木・保護樹林の指定などによる市内に残されたみどりの保全と活用。
- ・透水性舗装や雨水浸透柵などでため池・河川水量の確保。
- ・公共施設での先導的役割による個性と魅力ある景観の保全と創造。
- ・旧道標や石碑の保護などで歴史的文化的環境の保全と活用。
- ・くつろぎや交流の場となる駅前広場やポケットパークなどの整備と設置。

5) 地球環境保全に貢献できる社会の構築(地球環境)

環境の破壊が地球規模に及んでいる現在、これまでの大量に生産、消費し、廃棄する生活から人々のライフスタイルを環境への負荷の少ない方向へ進め、資源・エネルギー循環型社会へ転換を図るまちをめざします。

- ・廃棄物の減量とリサイクルの促進。
- ・太陽熱など自然エネルギーの活用や効率的なエネルギー利用。
- ・熱帯産木材製コンクリート型枠の使用削減による熱帯林の保護。
- ・二酸化炭素の排出削減による地球温暖化の防止。
- ・再生紙など環境に配慮した商品(グリーン購入)の購入促進。

(4) 摂津市環境行動計画 (平成7年(1995年)3月、摂津市)

① 環境施策の分野別推進方針と総合的体系

1) まちづくり

○「健康といのちを守る安全・安心のまち」をめざして

産業公害や都市災害などの防止を基本に、自動車公害、廃棄物の適正処理など都市・生活型公害の対策を進めるなど、関連施策を広域的・総合的に展開します。

- ・産業及び生活公害の廃止。
- ・自動車公害の防止。
- ・廃棄物の適正処理。
- ・化学物質の安全管理。
- ・都市災害の防止。

○「うるおいとゆとりのある快適なまち」をめざして

環境資源の特質を十分活かせるよう総合の関連性を考慮し、自然環境の保全と活用、都市景観の保全と創造、歴史的文化的環境の形成などの快適環境施策を展開します。

- ・緑の保全と育成。
- ・水辺との親しみ。
- ・生物生態系の保全と育成。
- ・都市景観の保全と創造。
- ・ゆとりのあるまちづくり。
- ・文化と歴史と国際性のあるまちづくり。

○「地球環境を保全する循環・持続型のまち」をめざして

産業活動、生活行動を地域から見直し、廃棄物のリサイクル、省資源・省エネルギーなど、環境に負荷の少ない都市構造の形成と循環型社会システムの構築をめざした施策を展開します。

- ・循環・持続型のまちづくり。
- ・地球環境の保全。

2) ひとつづくり

「市民・事業者の参加と協力」による環境の保全と創造を進めるために環境に対する関心を高め、人と環境とのかかわりについて理解、認識を深め、市民や事業者の主体的な行動が促進されるよう環境教育・環境学習の施策を展開します。

- ・環境教育・環境学習の推進。
- ・普及・啓発資料の開発・作成。

3) しゅくみづくり

「総合的なしゅくみづくり」をすすめるために、環境施策の計画的な推進や環境配慮の実施などについては、適切な進行管理が重要であり、望ましい環境像の実現に向けて、国や府の環境施策を基本に予見的・総合的な視野に立って法的整備、組織や体制等の整備を図ります。

- ・総合的な条例など法的整備。
- ・環境監査制度の調査・研究。
- ・環境情報データベースの総合化と情報公開。
- ・他の行政機関との環境情報ネットワークづくり。
- ・快適なまちづくり推進体制の確立。

(5) 大阪府広域緑地計画 (平成11年(1999年)3月、大阪府)

① 基本的な考え方

1) 府域の約半分が市街化区域であり、保全手法に加え、活用、創出手法を含めた、自然環境と都市環境の均衡あるみどりづくりを行う。

2) 計画の視点

- ・ 減災の視点。
- ・ 環境保全（都市環境、生物生息環境）の視点。
- ・ 今あるみどりの機能を最大限に発揮させる視点。

② 緑地保全・創出及び緑化の目標

1) 緑地の確保目標

- ・ 緑地(都市公園など)の大阪府域面積に対する割合を約 4 割以上確保する。

2) 緑化の目標

- ・ 大小様々なみどりを歩道、緑道や水辺等により有機的に連結し、みどりの連続性を確保する。
- ・ 市街地で、みどり豊かであると感覚的、意識的に満足できる水準として、樹林や樹木で被われた面積の市街地全体に対する割合を示す、緑被率 15%を目指す。
- ・ 府民が率先してみどりについて考え、そしてみどりを保全・創出することのできるような、府民参加の仕組みや府民が主体となった取り組みへの支援を拡充する

③ みどりの将来像（北大阪地域）

1) 吹田操車場跡地の位置づけ

- ・ 「中央環状緑地群」に位置している。
- ・ 周辺に立地する主要な公園緑地としては、「万博記念公園」「服部緑地」があり、淀川を挟んで「鶴見緑地」がある。
- ・ 淀川や安威川を中心とした水系軸にも隣接している。

2) みどりの現状

- ・ 緑地面積：約 28,800ha
- ・ 都市公園等の面積：約 1,490ha
- ・ 市街化区域における緑被率約 14.0%
(計画目標の 15%に近く、大阪府下では、緑地に恵まれた地域を形成)

3) 緑化方針

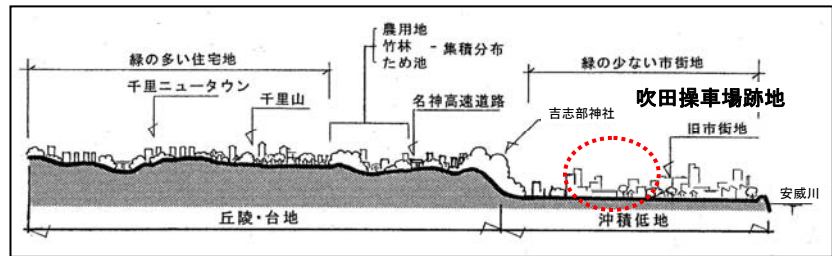
- ・ 大阪中央環状線等の街路樹の育成と充実。
- ・ 淀川、猪名川、神崎川、安威川、芥川等の河川の環境整備。
- ・ 高槻処理場及び中央処理場等の下水処理場や学校等の公共公益施設の緑化。
- ・ 国際文化公園都市や水と緑の健康都市におけるみどり豊かな市街地の形成。
- ・ 農地、ため池、水路等が一体となったみどり豊かな農空間の形成。
- ・ 民有地緑化の促進。

(6) 吹田市みどりの基本計画 (平成9年(1997年)3月、吹田市)

① 現況特性

1) 地形特性

- ・南北で見た場合、旧市街地が位置する沖積低地と千里などの丘陵・台地に分けられる。
- ・吹田操車場跡地周辺は沖積低地となっており、安威川低地に位置している。
- ・市域北部には千里丘陵や岸部台地など南にゆるやかに傾斜する起伏差の少ない丘陵地となっている。



2) みどりの現況

- ・北部の千里丘陵や岸部台地には、万博記念公園や大阪大学などまとまった緑が分布し、量と質が今日まで継承されている。
- ・低地である南部市街地と千里山の丘陵地が接している地域では、紫金山公園や吉志部神社等の斜面林、吹田市立博物館や関西大学をはじめとする数多くの施設における緑が帯状に分布している。
- ・吹田操車場跡地を含めて、南部市街地では、オープンスペースが乏しく、片山公園や生産緑地を除いては、まとまった緑はほとんど見られない状況である。
- ・河川については、南部市街地を中心に神崎川や安威川、山田川や糸田川、正雀川などがあり、貴重なオープンスペースといえる。

②みどりの計画目標

1) 緑被率

- ・緑被率 30%を目指す。
⇒吹田市快適環境推進構想の市民意識調査による「気軽にふれあえる自然」を感じる目安
⇒大阪府における目標値は 15%であるため、非常に目標水準は高いといえる。
- ・(参考) 地域ごとの緑被率の例
⇒千里ニュータウン地域：40.3%、山田・千里丘地域：28.2%、千里山・佐井寺地域：17.4%
豊津・南吹田地域：8.0%、JR以南地域：4.7%。

2) 拠点となるみどりの確保

- ・市域の 20%以上の緑地を確保する。
- ・住区基幹公園の面積を市域面積の 4%確保する。

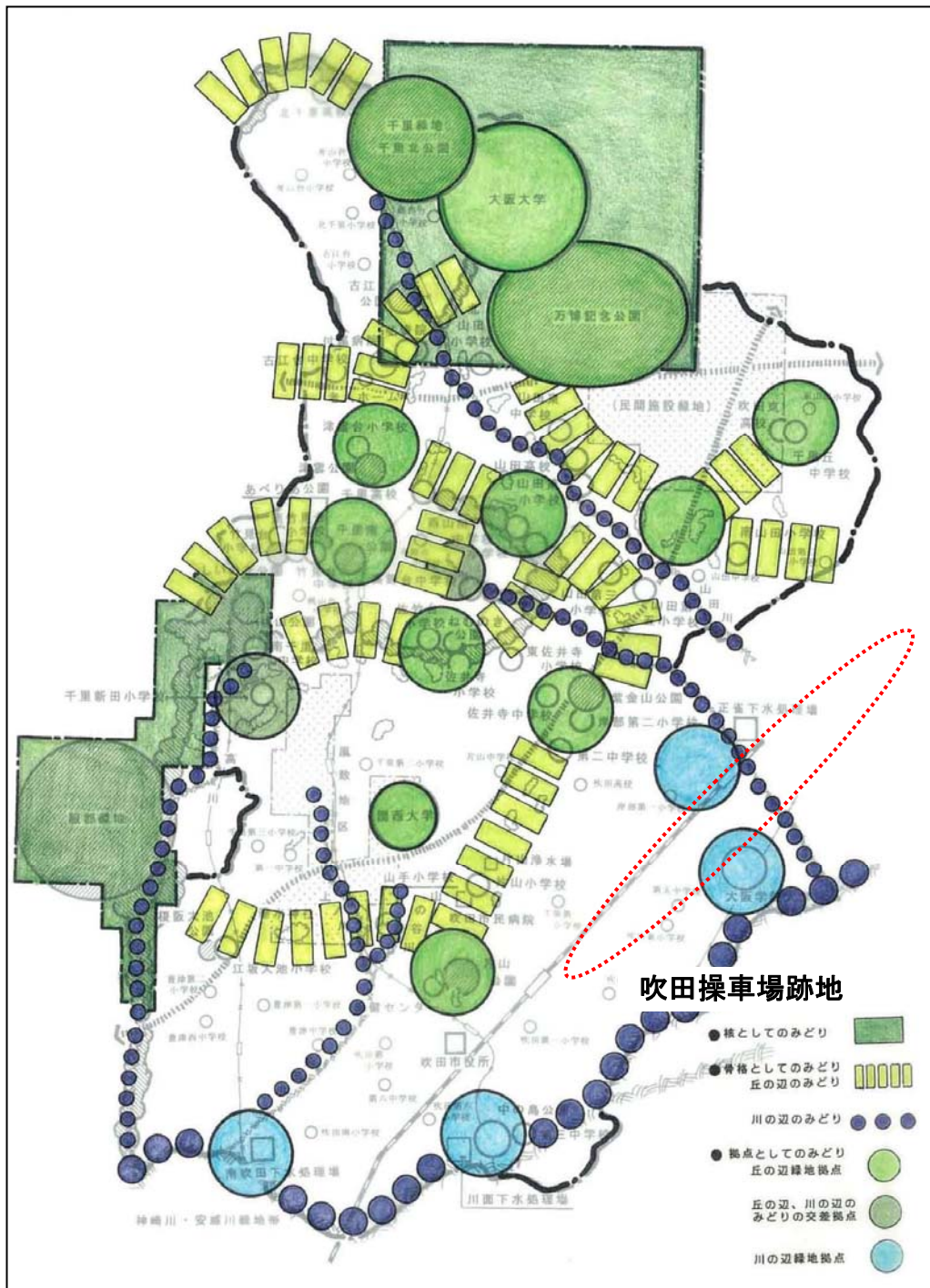
3) 緑と水のネットワーク

- ・市域に点在するみどりを有機的に連続させる。

・緑による丘の辺の“緑”と河川等による川の辺の“水”とを連携したネットワークを計画する。

吹田操車場跡地のうち、岸边駅周辺は「川の辺緑地拠点」に指定されており、その整備内容としては以下のような内容が挙げられている。

- まとまりある緑地の保全と再生
- ビオトープ園の設置
- 生きものの生息や地域の環境改善に配慮した緑化
- 災害時の避難、救援援助に資する施設整備
- 川に映える花の名所づくり
- 積極的な水の導入による水景づくり



(7) 摂津市緑の基本計画 (平成10年(1998年)3月、摂津市)

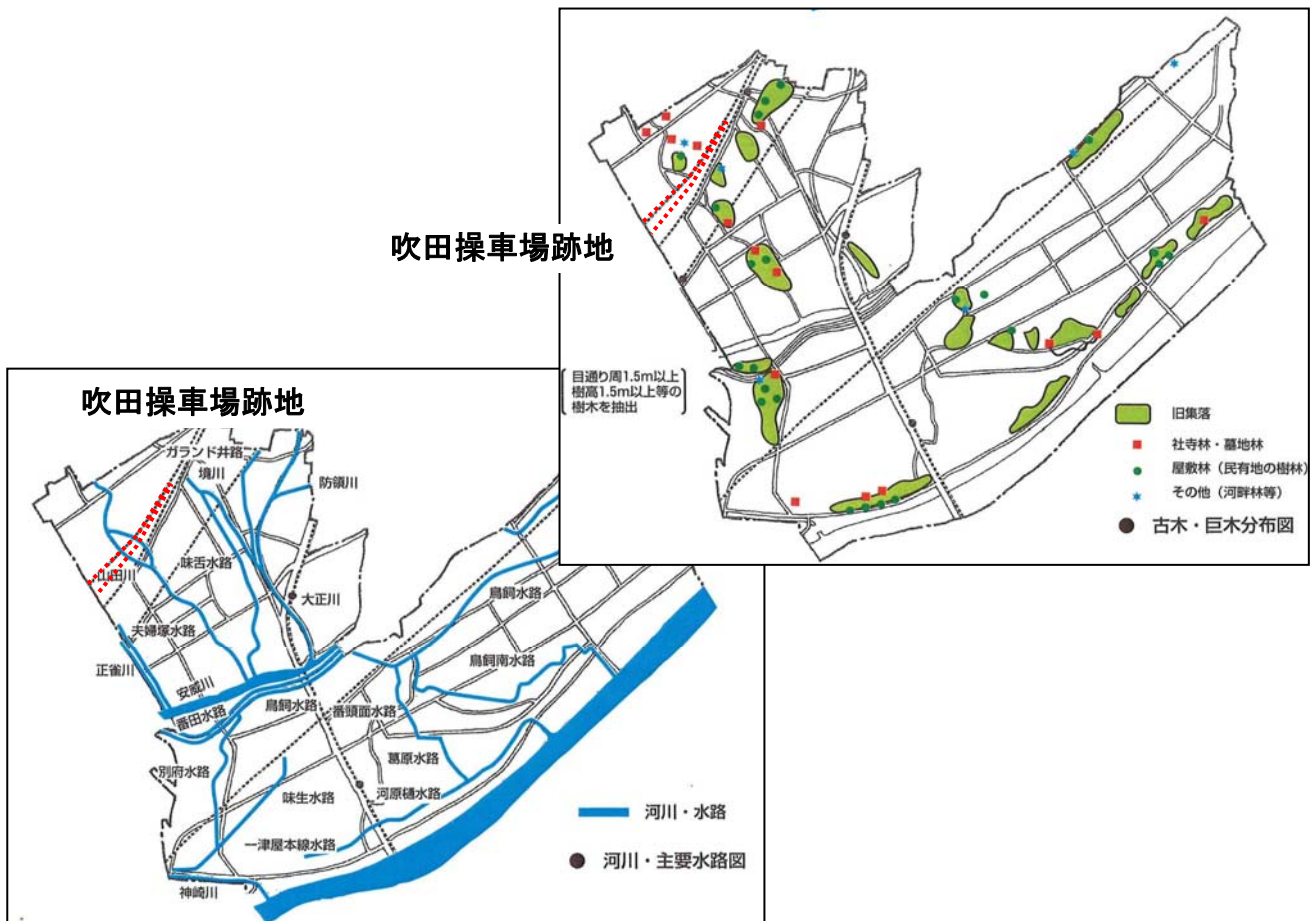
① 摂津市の概況

1) 都市特性

- ・ 地理的立地条件
国土軸上・大阪市の均衡・大阪府の放射・環状系都市骨格の交点付近に位置。
- ・ 基調をなす環境条件
淀川右岸・安威川合流点付近に広がる水路の発達した農業田園地域。
山地・丘陵地がなく、全域がほぼ平坦地。
- ・ 市街地形成の経緯
町村合併による市の誕生（分散型の都市構造）。
計画的・自然発生的市街地の併存。
旧集落内に残るかつての面影（古木・巨木のある屋敷林・河畔林など）。

2) 緑の現況量と分布

- ・ 都市計画区域における緑の合計は概ね 230ha で、市域の約 15% となっている。
- ・ 内訳としては、水面・ススキ等の草地・水田が 8 割を占めている。
- ・ 吹田操車場跡地周辺においては、正雀下水道処理場敷地内の緑があるものの、まとまった緑はほとんど見られない状況である。
- ・ 河川については、吹田操車場跡地周辺には正雀川があり、市域としては、淀川や安威川があり、緑に関する空間の大半を占めるとともに、貴重なオープンスペースとなっている。



② みどりの計画目標

1) 緑の目標量

- ・都市計画区域において、概ね 300ha、約 20%の緑の確保を目指す。
⇒大阪府における目標値 15%よりも高い目標水準となっている。

2) 緑の将来像と基本方針

- ・(将来像) はな・みどり・みずのまち・さわやか摂津。
- ・環境保全系統：自然と共に暮らす、持続可能な環境づくり。
- ・レクリエーション系統：様々なレクリエーション活動が可能な環境づくり。
- ・防災系統：緑を基盤とした安心して暮らせる環境づくり。
- ・景観構成系統：郷土の景観を大切に、新しいまちの姿を整える環境づくり。
- ・緑の保全・整備：緑を守り、育む市民主体の環境づくり。

3) 総合的な緑地の配置方針

○都市骨格を構成する緑地の配置

河川や幹線道路を活用して都市構造を明確にする都市の緑の骨格形成を図る。

○4系統地域～広域レベルで重要な緑地の配置

環境保全など4系統の各観点や大阪府・摂津全市・市内各地域レベルで総合的に重要な緑地を大切にされた配置とする。

○地域を特徴づける緑地の配置

山や丘陵地のない本市を特徴付ける河川・水路や社寺林等の他、産業都市を特徴付ける工場・流通施設の緑地を活用した配置とする。

○緑のネットワークの形成

緑化道路やふれあいつづみなどの水辺を活用して、市内の緑の拠点を有機的にネットワークし、整備・利用効果の向上を図る。

○地域バランスを考慮した緑地の配置

安威川の南北両地区や各住区の整備水準が大きく異ならないよう、各地区・住区の緑地の充足度を考慮した配置を行う。

